

舞鶴市設計積算システム機器更新業務

見積書募集要領

令和6年12月

舞 鶴 市

## 舞鶴市設計積算システム機器更新業務見積書募集要領

### 1 趣旨

この要領は、舞鶴市設計積算システム機器更新業務を行う事業者を選定するための手続きについて必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象業務

#### (1) 名称

舞鶴市設計積算システム機器更新業務

※舞鶴市役所庁舎内他に指定する場所への搬入、各機器の設置及び作動検証を実施するもの。システム全体が円滑に運用されるまで支援を行うものとする。

#### (2) 納入設置場所

京都府舞鶴市字北吸 1 0 4 4	舞鶴市役所本庁舎	(5 9 台)
京都府舞鶴市字市場 7 3 2	東浄化センター	(2 台)
京都府舞鶴市字松陰 2 9	西浄化センター	(1 台)
京都府舞鶴市字森 6 5 - 2	リサイクルプラザ	(1 台)
京都府舞鶴市字森 1 5 1 5	清掃事務所	(1 台)

#### (3) 納品物等

- ・設計積算システム
- ・同システムの導入に係る作業一式
  - 各機器組立作業
  - 各機器のケーブル接続、動作確認
  - ソフトウェアのインストール及び設定作業
  - 各機器の単体、結合テスト作業
  - 既存システムからのデータ移行作業
  - 廃棄機器のハードディスク取外し作業

#### (4) 納入期限

令和 7 年 3 月下旬を予定（事業者が決定後調整する）

### 3 参加資格

本見積り合わせに参加できるものは以下のとおりとする。

- (1) 令和 6 年度舞鶴市物品及び役務の供給等競争入札参加資格でソフトウェア関連サービス、ハードウェア関連サービス又は情報機器の登録をしている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成 30 年告示第 34 号）に基づく入札参加停止の期間中の者でないこと。
- (4) 舞鶴市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年告示第 171 号）に基づく入札参加等除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 本社もしくは業務に携わる事業所が、ITSMS 認証を取得していること。
- (8) 本社もしくは業務に携わる事業所が、ISMS 認証を取得していること。

- (9) 本社もしくは業務に携わる事業所がプライバシーマーク制度にて、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会に認定されていること。
- (10) 設計積算機器の更新によりネットワークシステムに与える影響を予見し、障害などを予防することができること。
- (11) 更新後機器やネットワークの保守に直ちに対応し、システム停止を最小限に抑える体制が整っていること。

なお、提出された書類に虚偽があった場合、参加資格を失うものとする。

#### 4 仕様書

別紙1「舞鶴市設計積算システム機器更新業務仕様書」のとおり。

#### 5 質問書の提出等

本件に係る質問書は、電子メールで次のとおり提出すること。

- (1) 様 式 : 別紙2見積質問書に準じて作成すること。
- (2) 提出期限 : 令和6年12月23日(月)正午までとする。  
電子メールアドレス shidokensa@city.maizuru.lg.jp
- (3) 表 題 : 表題に「設計積算システム機器更新業務にかかる質問」と記載の上送信すること

なお、質問に対する回答は、令和6年12月25日(水)に舞鶴市ホームページに掲載する。

#### 6 提出物

##### (1) 提出書類

本業務に係る提出書類として、下記の書類を提出すること。

ア 見積書(別紙3経費見積書の様式で提出し根拠となる明細書も添付すること)

イ 製品カタログ(価格表その他参考資料を添付すること)

ウ 参加資格(7)～(9)が確認できる書面の写し。

エ 保守対応等についての説明書

※ 本市納入後、主として保守にあたる事業所名、保守員の保有資格、人員配置及び障害発生時における対応内容、システムソフトウェア月例訪問保守内容等について具体的に記載すること

##### (2) 提出方法

持参または郵送(封緘の上提出すること)

封筒には「舞鶴市設計積算システム機器更新業務に係る見積書」と記載すること

##### (3) 提出期限

令和7年1月9日(木)午後5時必着

##### (4) 提出場所

指導検査課(後記担当部署を参照のこと)

(5) 費用見積書作成上の留意事項

ア 見積書・契約方法

- ・見積書 : システム機器更新費用一式  
システムソフトウェア月例訪問保守費用一式
- ・契約方法 : 別途本市が選定するリース会社と賃貸借契約（令和7年4月1日からリース開始を予定）（事業者はリース会社と売買契約）

イ 見積もり条件

- (ア) 現在の機器を撤去し、新たに導入機器を設置することとする。  
撤去した機器はハードディスクを取外し、サーバー室内に仮置きすること。なお、撤去した機器の運搬・廃棄は本市で行うため考慮する必要はない。
- (イ) 再生機及び再利用機の納入は認めない。

7 事業者の決定

令和7年1月中旬(予定)

- (1) 見積金額及び保守体制等を総合的に勘案し選定
- (2) 決定した事業者については別途通知するとともに、舞鶴市ホームページにおいて公開する

8 担当部署

舞鶴市総務部契約検査室指導検査課

担 当 吉田、濱側

住 所 〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地

電話番号 0773-66-1076

FAX番号 0773-62-9894

電子メールアドレス shidokensa@city.maizuru.lg.jp